

塩尻市消費生活センターだより

令和7年9月発行

当センターに寄せられた相談事例や、注意してほしいトラブルなどについて、市民の皆さんにお伝えします。被害防止対策にご活用ください。

悪質業者による海産物の送り付け商法に関する相談が急増中！！



「消費者庁イラスト集より」

断ったはずなのに、どうして…



「消費者庁イラスト集より」

断ったにもかかわらず送り付けられた商品に関しては 代金を支払う義務はありません！

相談事例

海産物販売業者から突然電話があり、海産物の勧誘を受けた。断ったが「売れなくて困っている。助けてほしい。損はさせない」としつこく言われた。情に訴えてきて断りずらい雰囲気だったけど、「けっこうです」と伝え、電話を切った。それにもかかわらず、代金引換配達で海産物が自宅に送られてきた。急なことだったのでどうしてよいかわからず、商品を受け取って代金を支払ってしまった。強引に送られてきた商品なので私は要らない。返金してほしい。

※ 一人で悩まず、出来るだけ早く消費生活センターに相談しましょう。早ければ早いほど問題の解決に結びつきます。

ひとことアドバイス

- ・電話勧誘で海産物の購入をしつこく迫られた、断ったのに送られてきたなどの相談が急増しています。不要であれば、電話の際に「**要りません**」とはっきりと断ることが大切です。
- ・頼んでもいないのに日用雑貨品が届いたという相談も数多く寄せられています。
- ・断ったにもかかわらず送り付けられた商品・頼んでもいないのに届いた商品に関しては、**代金を支払う義務はありません**。このような商品が届いた際には代金を支払わず、**受取拒否**しましょう。

塩尻市消費生活センター

☎0263-52-0280（代）内線1129

相談日時：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）8:30～17:15

または

消費者ホットライン

イ ヤ ヤ
1 8 8

局番なし

土・日・祝日も
相談できます